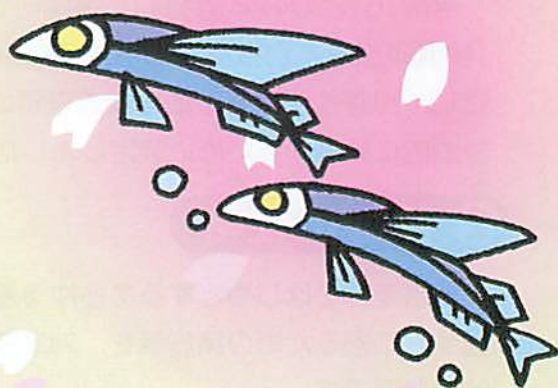


琴浦町 あらゆる差別を なくする 総合計画

概要版

～自然と歴史が調和した
心豊かなふるさと未来～



琴 浦 町

平成17(2005)年12月

これまでの経過

鳥取県

- 平成8(1996)年7月 『鳥取県人権尊重の社会づくり条例』制定
- 平成9(1997)年4月 『鳥取県人権施策基本方針』作成

旧東伯町

- 昭和63(1988)年9月 『人権尊重の町』宣言
- 平成6(1994)年10月1日 『東伯町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例』制定
- 平成11(1999)年5月 『あらゆる差別をなくする総合計画』策定

旧赤碕町

- 昭和63(1988)年9月 『人権尊重の町』宣言
- 平成6(1994)年12月19日 『赤碕町部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃する条例』制定
- 平成10(1998)年3月 『あらゆる差別をなくする総合計画』策定

① 計画の趣旨

平成16(2004)年9月1日に琴浦町が誕生し、同日制定された『琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例』を具現化し、部落差別撤廃とあらゆる差別の解決に向け、総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

計画の基本的考え方

② 計画の性格

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、広範にわたる諸課題解決を速やかに図るための諸施策を、効果的かつ効率的に推進することを基本とした総合的な計画です。

人権問題は、固定的なものではなく、社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題です。人権・同和教育の推進に当たっても、今後の社会経済情勢の変化にともなう新たな人権問題の出現や、人権問題に対する関心の高まり、人権に関する新たな法律の制定や制度の創設など、人権をめぐる状況の変化に的確に対応していきます。

③ 計画の期間

- 基本構想(基本方針) …平成17~26(2005~2014)年度(10年間)
- 基本計画(施策)【前期】 …平成17~21(2005~2009)年度(5年間)

第1章 部落の完全解放の実現

人権擁護の確立、啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、産業の振興、生活環境の改善、人権・同和教育の推進

第2章 障害のある人の自立と社会参画の実現

人権擁護の確立、啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、生活環境の改善、人権・同和教育の推進

第3章 男女共同参画社会の実現

人権擁護の確立、啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、人権・同和教育の推進

第4章 在住外国人の人権保障の実現

人権擁護の確立、啓発の推進、社会参画の推進、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、人権・同和教育の推進

第5章 子どもの成長を育む人権保障の実現

人権擁護の確立、いじめ・不登校問題の解消、社会福祉の増進、人権・同和教育の推進

第6章 高齢者の自立と尊厳を守る人権保障の実現

人権擁護の確立、社会福祉の増進、生活環境の改善、人権・同和教育の推進

第7章 病気にかかわる人の人権保障の実現

人権擁護の確立、啓発の推進、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、人権・同和教育の推進

第8章 個人のプライバシー保護の実現

人権擁護の確立、人権・同和教育の推進

第9章 性同一性障害者等の尊厳を守る人権保障の実現

人権擁護の確立、就労・雇用の促進・安定、社会福祉の増進、人権・同和教育の推進

第10章 身近な差別や新たな人権問題等の解決の実現

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) アイヌの人々 | (6) 北朝鮮による拉致問題 |
| (2) 刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人 | (7) 環境権 |
| (3) 犯罪被害者やその家族 | (8) 公益通報者（内部告発者）の保護 |
| (4) 野宿生活者（ホームレス） | |
| (5) 出生前診断（優性思想） | |

人権文化に満ちた共生のまち 琴浦町

★町の将来像（基本計画）★

自然と歴史が調和した
心豊かなふるさと未来

まちづくりを変える5本の柱

- ◆自然と共に生きる環境のまちづくり（都市計画・環境）
- ◆健やかで思いやりのあるまちづくり（福祉・人権）
- ◆住民が自らつくる活力あるまちづくり（住民参画）
- ◆誇り高く心豊かな人を育むまちづくり（教育・文化）
- ◆未来をひらく地域産業のまちづくり（産業）

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成16（2004）年9月1日制定

町民一人一人が、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために人権意識の高揚を図り、差別を許さない町民世論の形成や、人権尊重の社会的環境の醸成に努力し、町民の一人一人が大切にされ人間の尊厳を侵されることなく幸せに生活できることを目的とします。

また、この条例では部落差別をはじめさまざまな差別が敷衍することを指摘し、それらの差別をなくすことが重要な課題であり、積極的に差別解決に向けた取り組みを行うとしています。

琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画

平成17（2005）年12月策定

目標達成のための具体的な道しるべ

- 人権擁護の確立
国籍条項の撤廃、個人情報保護、部落差別事象への対応、人権侵害の救済と擁護
- 啓発の推進
啓発推進体制の整備、啓発内容・手法の充実
- 社会参画の推進
社会参画の推進、地位向上
- 就労・雇用の促進・安定
就職の促進・安定、企業啓発の推進
- 社会福祉の増進
社会福祉の充実、保健衛生の充実
- 産業の振興
農林水産業の振興、企業の振興
- 生活環境の改善
住環境の改善、住宅の整備・改善、公用・公共施設の整備
- 人権・同和教育の推進
就学前・学校・社会教育における推進

生活の安定

福祉の向上

人権意識の高揚と
差別解決への行動

共に、差別を許さず一人一人を大切に
まちづくりの実践

計画実施 に向けて

旧両町での取り組みの成果と課題を整理し、町民一人一人が主体的に部落問題をはじめとする人権問題の解決に向け、町民共通の課題として取り組む必要があります。そのためには、すべての人の人権が尊重されてこそ自らの人権も尊重されることの理解や認識を隅々に広げていく取り組みが重要です。

町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」

この計画を推進することにより、町民の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、町民相互の連帯と啓発活動を通じて、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権意識の高揚に努め、差別を許さず、町民一人一人を大切にすまちを実現していきます。

また、「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」を基本目標に5本の柱で取り組むものとします。

5本の柱

- ◆ 自然と共に生きる環境のまちづくり（都市計画・環境）
- ◆ 健やかで思いやりのあるまちづくり（福祉・人権）
- ◆ 住民が自らつくる活力あるまちづくり（住民参画）
- ◆ 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり（教育・文化）
- ◆ 未来をひらく地域産業のまちづくり（産業）

平成 16 (2004) 年

- 9月1日 『琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例』 制定

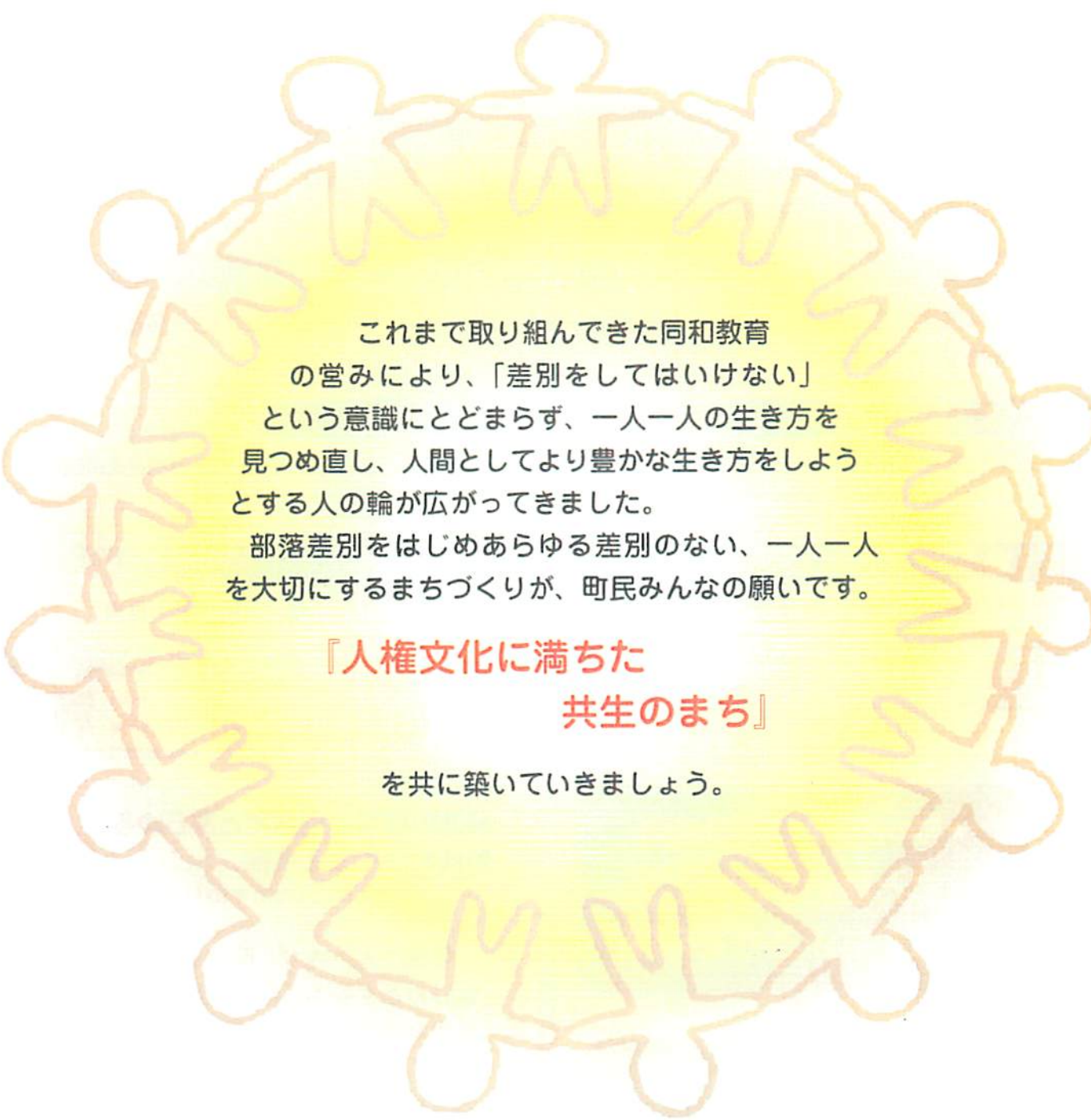
平成 17 (2005) 年

- 2月28日 あらゆる差別をなくする審議会・総合計画策定プロジェクトチーム合同研修会
- 6月14日 『琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画』 について諮問
- 10月11日～31日 パブリックコメント（町民からの意見）を募集
- 12月9日 『琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画』 について答申
- 12月12日 琴浦町議会に報告

会 議

- 審議会（H17年2月28日、12月8日）
- 審議会・プロジェクトチーム合同会議（H17年6月30日、7月25日、11月9日）
- 策定委員会（H16年11月8日、H17年6月13日、10月3日）
- プロジェクトチーム会議（H16年12月9日、H17年5月12日、23日、25日、27日、6月1日、2日、9日）

計画策定 の経過



これまで取り組んできた同和教育
の営みにより、「差別をしてはいけない」
という意識にとどまらず、一人一人の生き方を
見つめ直し、人間としてより豊かな生き方をしよう
とする人の輪が広がってきました。

部落差別をはじめあらゆる差別のない、一人一人
を大切にすまちづくりが、町民みんなの願いです。

『人権文化に満ちた
共生のまち』

を共に築いていきましょう。

琴浦町教育委員会 人権・同和教育課

〒689-2303

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万266-5
まなびタウンとうはく内

TEL (0858) 52-1111

FAX (0858) 52-1122

E-mail manabi@bronze.ocn.ne.jp

表紙は、

町のシンボル

町の花…さくら

町の木…ぶな

町の魚…あご（飛魚）

をデザイン化しました。